昭和四十八年度	三・九五一
昭和四十九年度	三・六九三
昭和五十年度	三・四四八
昭和五十一年度	三・二一六
昭和五十二年度	二・九九七
昭和五十三年度	二・七八八
昭和五十四年度	二・五九一
昭和五十五年度	二・四〇四
昭和五十六年度	二・二二六
昭和五十七年度	二・〇五八
昭和五十八年度	一・八九九
昭和五十九年度	一・七四七
昭和六十年度	一・六〇四
昭和六十一年度	一・四六八
昭和六十二年度	一・三四〇
昭和六十三年度	一・二一八
平成元年度	一・一〇二
平成二年度	〇・九九三
平成三年度	〇・八八九
平成四年度	〇・七九〇
平成五年度	〇・六九七
平成六年度	〇・六〇八
平成七年度	〇・五二五
平成八年度	〇・四四五
平成九年度	〇・三七〇
平成十年度	〇・二九八
平成十一年度	〇・二四八
平成十二年度	〇・二〇〇
平成十三年度	〇・一五四
平成十四年度	〇・一一〇
平成十五年度	〇・〇九三
平成十六年度	〇・〇七八
平成十七年度	〇・〇五九
平成十八年度	〇・〇四二
平成十九年度	〇・〇二六
平成二十年度	〇・〇一二

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第五条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「一・二六三六三七」を「一・二五五四五五」に、「一・二六〇〇〇〇」を「一・二五一八一八」に、「一・二四一八一八」に、「一・二四〇九一〇」を「一・二三二七二七」に、「一・二三六三六四」を「一・二二八一八二」に、「一・二三〇九一〇」を「一・二二二七二七」に、「一・二〇七二七三」を「一・一九九〇九一」に、「一・一九七二七三」を「一・一九〇〇〇〇」に、「七十一万七千五百七十円」を「七十一万二千九百十円」に改め、同条第五項中「〇・九九三五五四」を「〇・九八七一〇九」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第六条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十二年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項第一号イ中「四・一二一」を「四・〇九二」に改める。

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第七条　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項及び第三十六条第二項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

（北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令の一部改正）

第八条　北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令（平成十四年政令第四百七号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条、第三条、第八条関係）

昭和三十六年度	八・四一三
昭和三十七年度	七・九二二
昭和三十八年度	七・四五七
昭和三十九年度	七・〇一六